受験者・内定者等の皆さまへ

令和８年10月1日

区は、求職活動等における セクシュアル・ハラスメントを禁止しています

区は、採用面接・就職説明会・インターンシップ・実習など、求職活動等の場における職員等によるセクシュアル・ハラスメントを明確に禁止しています。
いかなる者による、いかなる形態のものであっても、黙認されたり見過ごされたりすることはありません。安心して求職活動等に臨んでいただけるよう、相談体制を整備しています。

1　対象となる方（求職者等）と「求職活動等」

求 職 者 等　採用試験に応募する方／採用に資する活動に参加する方／教育実習・看護実習等の実習を受ける方　等
求職活動等　採用面接への参加、就職説明会への参加、区で働く職員への訪問、インターンシップへの参加、教育実習・看護実習等の受講　※SNS等オンライン上で行われるものも含みます。

2　禁止される行為（このような言動は行いません／行わせません）

- **性的な内容の発言**
  交際経験・身体的特徴などプライベートな性的事実関係を尋ねる／面接で性的な質問をする
- **性的な冗談・からかい**
  説明会やインターンシップ中に、性的な冗談やからかいをする
- **性的なうわさ・情報の流布**
  性的な内容の情報を意図的に広める／SNSに書き込む
- **わいせつな図画等の掲示・配布**
  性的な内容を含むポスター・画像・記事を見せる、送りつける
- **身体への不必要な接触**
  腰・肩・髪などに触れる／身体を執拗に眺め回す
- **性的な関係の強要**
  職員訪問や面談の場で性的な関係を求める
- **私的な誘い・連絡**
  私的な食事やデートへの誘い／私的なSNS・電話・メールでの連絡、待ち伏せ
- **性的指向・性自認に関する言動**
  侮辱的な言動を行う／本人の了解なく暴露する、開示を強要する

これらの言動により、求職活動等が阻害され、看過できない支障が生じることがセクシュアル・ハラスメントに当たります。

3　区が求職活動等において守るルール

- 面談の日時・場所は区が指定した施設内で行い、私的な場所・時間帯での面談は行いません。
- やり取りは区の公式な連絡手段（採用担当の電話・メール等）に限り、職員個人のSNSや私用連絡先は使用しません。
- 採用希望者等へ個別に事業内容等を説明する際も、オープンスペースでの実施を基本とします。

4　相談先（ハラスメントを受けた・見かけたとき）

相談したことを理由に、選考等で不利益な取扱いを受けることは一切ありません。相談者のプライバシーは厳守します。

港区 苦情相談窓口
人事法務担当　03－3578－2860
受付：平日 8時30分～17時15分（土日祝・年末年始を除く）

外部相談窓口
外部相談窓口（弁護士）
※受付日時等は人事課へお問い合わせください。
問合せ　０３－３５７８－２８６０